

平成31年度 農作業省力化・効率化緊急対策事業の公募について

農業に必要な
機械の導入や
ほ場の簡易的な整備
を支援します。



農作業省力化・効率化緊急対策事業費補助金

○対象者 市内農業者 ※

※平成31年度までに、次の①～④のいずれかに該当している必要があります。

- ①認定農業者、②認定新規就農者、③人・農地プランに位置づけられている中心経営体、④農業共済・収入保険制度加入者

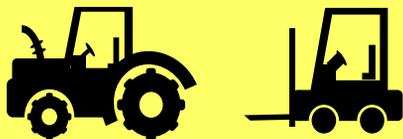
○事業実施年度 H30～31年度

(1) 農業機械導入支援事業

農業経営に要する機械の導入にかかる経費の一部を補助

○補助率

導入経費の1/3 (上限50万円)



※汎用性の高い機械は対象外となります。
例) 軽トラック、パソコン等

(2) 集出荷環境整備支援事業

荷捌き場や作業道の整備にかかるほ場のコンクリート化に要する経費の一部を補助

○補助率

施工費の1/3 (上限23万円)



※施工規模によっては、事業着手前に農地の用途変更等にかかる手続きが必要となります。

○公募期間 平成31年2月1日(金)～3月1日(金)

※窓口で内容を確認するなどご相談を受け付けた上で、応募していただきますのでお早めにお越しく下さい。

※応募者多数の場合は、(1)(2)の事業ごとに抽選となります。その場合、H30年度の本事業や、H28～H30年度に国・県の補助を受けたことがない方を優先します。

※この制度に関する予算については、平成31年3月に行われる第1回定例市議会で審議されます。予算案の可決をもって、制度を実施します。